

(健Ⅱ136F)

令和元年10月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種について

標記災害に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種の実施等につきましては、令和元年10月21日付け(健Ⅱ134F)をもってご連絡申し上げました。

今般、当該予防接種の実施に関する費用について、災害救助法の支弁の対象となる旨、厚生労働省より災害救助法適用都県及び政令市衛生主管部(局)あて、別添の事務連絡がなされ、本会あてにも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

同連絡の別添1においては、当該支弁の対象となる範囲等について、下記のとおりとするとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 実施方法

救護班を組織し、避難所に付設する施設において、避難所に避難している者に対して集団で接種の形式で行う場合。

## 2. 対象経費

- ① 集団で接種を行う場合(65歳未満の者が対象となる場合を含む)に必要な医師等の報酬費及び旅費
- ② 65歳以上の者及び60歳以上64歳以下で心臓、腎臓、呼吸器の機能等に一定の障害を有する者に対する集団で接種に必要なワクチンの購入費及び運搬費

※厚生労働省文書は文書管理システムに掲載いたします。

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 21 日

公益社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局健康課

令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種について

標記災害における、避難所におけるインフルエンザの予防接種について、関係自治体に添付のとおり、事務連絡を発出しましたのでお知らせします。

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 21 日

災害救助法適用都県及び政令市  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種について

標記災害に際して、多数の方々が避難所での生活を余儀なくされており、避難生活の長期化が懸念される。

今後、インフルエンザの流行期に入るおそれがあることから、インフルエンザが流行した場合に備え、重症化予防等の観点から、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保が必要と考えられる。

については、下記について了知の上、市町村と連携し、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保を図るようお願いするとともに、避難所を有する市町村への周知をお願いする。

#### 記

1 標記災害における、避難所におけるインフルエンザの予防接種については、別添1のとおり、災害救助法に基づく救助に含まれることとされ、避難所での予防接種の実施に関する費用については災害救助法の支弁の対象となることが内閣府から示された。

なお、別添1において、「②に係る者のうち、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者に対する予防接種経費については、既に地方交付税措置がされていることから、災害救助法による支弁の対象とはならない」とあるが、これは、被接種者のうち生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者の把握を求めるものではなく、該当する経費から30%相当分を差し引くことを求める趣旨である旨、内閣府と協議済みである。

- 2 別添2のとおり、日本医師会に対し、「インフルエンザワクチンの予防接種の実施に関して被災自治体から相談があった場合等には、避難所への巡回による接種を含め、当該地域の医師会等において積極的に接種体制を構築」するよう要請しており、地域医師会と連携することで円滑に接種体制を構築するようお願いする。
- 3 避難所でのインフルエンザの予防接種の実施状況については、当面、11月末までを目途に、各都県及び政令市から毎水曜日に厚生労働省健康局健康課予防接種室調査管理係宛てに報告をお願いすることとし、その内容は、別添3を参考にしていきたい。

**【照会先】**

厚生労働省 健康局  
健康課 予防接種室 調査管理係  
TEL:03-5253-1111 (内線 2383)

(別添1)



府政防第541号  
令和元年10月21日

岩手県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
福島県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
茨城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
栃木県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
群馬県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
埼玉県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
千葉県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
東京都 災害救助担当主管部（局）長 殿  
神奈川県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
新潟県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
山梨県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
静岡県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
川崎市 災害救助担当主管部（局）長 殿  
相模原市 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）



令和元年台風第19号に伴う災害におけるインフルエンザの予防接種  
に関する災害救助法の支弁の対象となる範囲について

今般の令和元年台風第19号に伴う災害により、現在、多数の者が避難所生活を余儀なくされているが、冬季が近づき、避難所での生活も長期化する中で、今後、インフルエンザの流行のおそれも考えられるところである。

こうした状況を踏まえ、避難所に避難している者に対するインフルエンザの予防接種に関し、災害救助法の支弁の対象となる範囲等について、下記のとおり取りまとめたので、了知の上、都県においては管内市町村（特別区を含む。）に対し、周知するとともに、適切に対応されたい。

記

1 実施方法

救護班を組織し、避難所に付設する施設において、避難所に避難している者に対して集団で接種の形式で行う場合。

## 2 対象経費

- ① 集団で接種を行う場合（65歳未満の者が対象となる場合を含む）に必要な医師等の報償費及び旅費
- ② 65歳以上の者及び60歳以上64歳以下で心臓、腎臓、呼吸器の機能等に一定の障害を有する者に対する集団で接種に必要なワクチンの購入費及び運搬費  
なお、②に係る者のうち、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者に対する予防接種経費については、既に地方交付税措置がされていることから、災害救助法による支弁の対象とはならない。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司、浅井、山田

TEL 03-3501-5191

(別添2)

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 21 日

公益社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第19号に係る避難所等におけるインフルエンザ対策について

標記被害に際して、被災自治体等に対し「令和元年台風第19号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について」（令和元年10月19日付事務連絡）を発出し、避難所においてインフルエンザ等の感染が疑われる者の早期発見と早期治療をお願いしている。実際に避難所から、このような者が報告され、感染の広がりが見られる場合等には、必要に応じて当該地域の医師会や日本医師会災害医療チーム（JMAT）等に対して避難所への派遣、巡回など、必要な支援をお願いしたい。

なお、その際に、避難所において、個室等の治療上必要な環境の確保及び提供に努めるほか、重症化のおそれがある者等について入院治療を助言する等、必要な対応をお願いしたい。

また、今後、避難所での生活が長期化するとインフルエンザの流行期に入るおそれがあるため、重症化予防等の観点から、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保が必要と考えられる。

このため、インフルエンザワクチンの予防接種の実施に関して被災自治体から相談があった場合等には、避難所への巡回による接種を含め、当該地域の医師会等において積極的に接種体制を構築していただき、できるだけ円滑に接種を実施できるよう、貴会の会員各位に対し周知するとともに、関係者との連携に努めていただくよう特段の支援をお願いしたい。

(別添3)

避難所でのインフルエンザ予防接種の実施状況について

市町村	避難所	インフルエンザワクチンの接種	
		実施日 (予定日)	接種者数

※ 当面、毎水曜日に厚生労働省健康局健康課予防接種室調査管理係宛てに報告をお願いいたします。

※ なお、避難所がなくなった場合には、その旨をご報告いただきますようお願いいたします。(その場合は、以後の報告は不要です。)

**【提出先】**

厚生労働省 健康局  
健康課 予防接種室 調査管理係  
yoboseshu@mhlw.go.jp